

「伊藤整の住宅」 登録有形文化財として

vol.1 登録文化財に向けて

三船康道 (ジェネスプランニング代表取締役)

1. 伊藤家住宅はコンクリートブロック造

例年、1月2日は、伊藤家での新年会があり、伊藤研究室の卒業生など関係者が集まった。そして1階の少し広い和室で、おせち料理をつまみ、テーブルを囲んで思い出や今取り組んでいることなどを話した。時間は、10時過ぎから三々五々集まり午後5時頃に解散する。その間にいろいろな人が出入りする。伊藤滋先生(以後伊藤先生と呼ぶ)は10時頃から5時頃まで集まった人に応対し、これは大変なことだと思っていた。

和室には10~12人は入ったが、玄関も広くこれなら大勢の人が来てよよいと思いつつ、伊藤家で1年に1回しか会えない人に会える新年会は、毎年の楽しみになっていた。住宅の印象は、広い家で南側の芝生の庭も広いという印象で、さすが東大の先生の家と思っていた。

その後、仕事の付き合いもあり、アバンアソシエイツの顧問の打林國雄氏から、「伊藤先生から住宅はコンクリートブロック造で、当時住宅金融公庫の融資を受けたモデル的な住宅ということ聞いた」という話があった。それまで、住宅は木造モルタル塗りに、リシン吹付仕上げの一般的な住宅と思っていた。後日、伊藤先生に聞いて確かめたところ、コンクリートブロック造で、住宅金融公庫の融資を受けた初期の頃の住宅ということだった。それを聞いて、直感的にこの住宅は登録有形文化財になると思った。

その頃、一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会(以後ブロック工業会)と関係があり、柳澤佳雄会長から、コンクリートブロックは戦災復興期に進駐軍が米国からコンクリートブロックを製造する機械を持ってきてブロックをつくり、そして住宅を建設し復興に貢献し、それが契機となって戦後補強コンクリートブロック造は我が国に広まったと聞いていた。つまり、伊藤家は我が国における補強コンクリートブロック造の黎明期の住宅ということになる。そして、まだ補強コンクリートブロック造の登録有形文化財は聞いたことがなかった。

東京では、住宅金融公庫融資の初期の頃の木造住宅が、登録有形文化財として登録されていた。当然であるが、木造ばかりではなく、補強コンクリートブロック造による住宅金融公庫融資住宅も評価を受けるだろうと思えた。

そもそも、コンクリートブロックに興味を持つようになったのは、東日本大震災からであった。被災地の視察に大船渡市を訪れ、津波により被災したが助かったという友人の母親に会った。その方は、赤崎地区に住んでおり、外に出て津波が来るのを見て、夫が建てた自宅なら大丈夫と思い2階に逃げ込んだ。周辺

の木造住宅が津波により倒壊し流される中、自宅は津波に呑み込まれたが流されず残り、2階に避難した彼女は、天井までの数センチの間に残された空気を吸い助かった。その倒壊せず流されなかった自宅は補強コンクリートブロック造であった。

夫は既に故人であったが、建設会社をつくりコストのかからない津波に強い住宅として、赤崎地区を中心に補強コンクリートブロック造の住宅を営んだ。それらの住宅は今回の津波で流されることはなかった。これは価値のある出来事と思い、翌年度の日本建築学会大会で報告した^{*1)}。

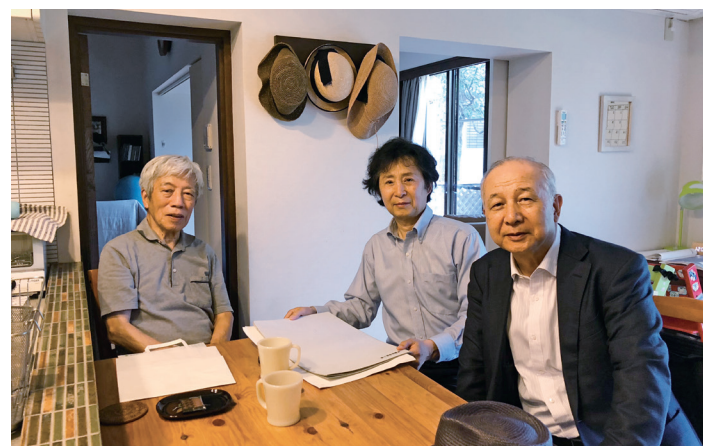
補強コンクリートブロック造の住宅が人を救ったというこの話を、新聞やTVが取り上げた。そのTVを見たブロック工業会から電話があった。これが縁となり柳澤佳雄会長と出会い、我が国におけるコンクリートブロックの歴史を知ることになった。その後、友人の母親のこの家の保存運動をすることになった。

2. 登録有形文化財を目指す

登録有形文化財になると思い、伊藤先生に登録有形文化財にするように勧めた。

それまで、私は東京を中心に約40カ所、80件以上の建造物を登録有形文化財に導いてきた。その実績を伝え、登録するときの条件やメリットを次のように伝えた。

これまでの指定制度による指定文化財では、現状を変更するのに伺いをたて許可を受ける許可制のように規制が厳しく、なかなか所有者の方々の協力が得られなかった。昭和25(1950)年に文化財保護法が制定されて以来50年経過しても、指定文化財の数は3000件程度にとどまっており、欧米諸国と比較してもその数は桁違いに少なく、文化的後進国といわれる所以であった。



伊藤先生、筆者、打林氏

執筆者プロフィール

三船 康道 (みふね・やすみち)

1949年岩手県生まれ。千葉大学建築学科卒業、東京大学大学院工学系研究科博士課程修了。工学博士、技術士(建設部門・総合技術監理部門)、一級建築士。現在、ジェネスプランニング(株)代表取締役、希望王国いわて文化大使、特定非営利活動法人歴史的建造物とまちづくりの会理事長、東京都登録文化財所有者の会顧問。東京を中心にこれまで40カ所以上の建造物を文化財建造物に導く。また、文化財建造物の公開・活用計画書の作成、景観まちづくり、保存・修理工事の設計・監理業務を行っている。

著書に「まちづくりキーワード事典第三版」編著、「歴史的遺産の保存・活用とまちづくり改訂版」編著、「歴史ある建物の活かし方」編著(以上、学芸出版社)、「出会いたい東京の名建築・歴史ある建物編」(新人物往來社)、「東京の近代建築」編著(地人書館)などがある。



上左/南面する道路と敷地 上中/玄関 上右/1階南側テラス 下左/南側外観① 下右/南側外観②

このような状況から、欧米で実施されている制度を参考に、文化庁は平成8(1996)年に新たに文化財登録制度を創設し登録有形文化財を設けた。それは、「活用しながら保存する」という考えを基本に、所有者の希望で一定の基準を満たせば文化財として登録できる制度である。

それは、「外観を保存すれば活用に伴う内部の改造は自由」という外観保存が原則で、内部公開の義務はないという柔軟な制度である。そのため、代々受け継がれてきた歴史ある住宅の所有者が、キッチン、トイレ、浴室などを現代の生活様式に合わせて改造でき、かつ内部公開の必要がなくプライバシーが保護され、また文化財に登録しても住宅の内部をレストランに改造して保存費用の捻出も可能になるなど、若い後継者が受け継ぎやすい制度である。そして、外観が大きく変わる場合などに、許可制ではなく届出制で変更でき、規制が緩和された制度である。

また補助金は、修理に関する設計監理費用の2分の1を国が補助するもので、少ないという声もあったが、その後、告示により相続税が土地を含め3割控除されることになり、相続しやすくなった。このような状況もあり、住宅の所有者に登録有形文化財を希望する方々が増えてきた。

そして、私のコーディネートしてきた建物が増えてきたので、所有者の会をつくり相談にのることになった。その延長で相続税の3割控除のために運動もし、今後も貢献したいと考えている。建物の登録の基準は、原則として建設後50年を経過したもので、次の要件に適用のものである。

- ・国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・造形の規範となっているもの
- ・再現することが容易でないもの

伊藤家は、我が国に補強コンクリートブロック造が根付く黎明期の住宅で、「造形の規範となっているもの」に該当すると思われると確信を持って伊藤先生に説明した。

この新たな登録制度のおかげで、登録有形文化財の数は、20年もしないうちに1万件を超えた。指定文化財が50年で3000件という状況を考えると、新たな制度の成果は大きい。そして、登録有形文化財の第一号は東京大学の安田講堂で、私のグループでは、東京帝国大学と東京大学の名誉教授である、西洋史の村川堅固・堅太郎氏の住宅、そして東京大学の本郷キャンパスにある野球場も調査を行い、登録有形文化財に導いたと伝えた(その後村川家住宅は文京区指定文化財になっ

た)。伊藤先生は静かに聞いていたが、関心を抱いた様子だった。

それから1か月後、伊藤先生の事務所でお会いする機会があったので、文化庁のパンフレット^{*2)}を用意して向かった。用件が終わった後に、差し出した文化庁のパンフレットを見て、伊藤先生は確信したようで「よし、検討する。家族に話す」と語った。そして、次に会った時には、登録有形文化財にするための調査のスケジュールを決めることになった。

平成30(2018)年6月10日(日)、打林國雄氏(アバンアソシエイツ顧問、元鹿島建設)と伊藤先生の住宅を訪れた。そして、家を案内していただき、登録有形文化財を目指すことを確認した。

3. 現地調査

文化財にするためには現状の平面図が必要である。伊藤先生は図面は無いというので実測調査を始めることになり、調査態勢を決めた。打林國雄氏、坪内文生(鹿島出版会代表取締役社長)、そして三船康道(ジェネスプランニング代表取締役)の3人態勢とし、私が中心となり調査を進めわからないところを打林



ブロックの確認



調査風景

氏と坪内氏に相談することにした。そして、現地調査協力には、特定非営利活動法人歴史的建造物とまちづくりの会の小島完(祥友建設)、鶴見克己(鶴見瓦店)と蓑田ひろ子(ジェネスプランニング)そしてブロック工業会からの協力がありジェネスプランニングで図面作成をすることにした。

伊藤家には伊藤先生の次男家族が住んでおられた。そこで合計7回ほど調査をすることになった。木造住宅であれば、1間をモジュールとした日本建築は寸法の推定がしやすい。1,818mmか1,820mmである。しかし、木造以外の鉄筋コンクリート造などは、施工精度の問題もあり、実測だけでは、どのように寸法を決めたのか推定が困難な場合が多い。伊藤家はコンクリートブロック造とのことであり、厚さが20cm程度と伊藤先生からは聞いており、その確認には外部に出た耐力壁が有効であった。通常では外形寸法を測量して、内部も測量する。それによりある程度明確になるため、この方法で繰り返し実測したが、よくわからなかった。

住宅金融公庫の融資を受けたということの確認のために、7月に、住宅支援機構に問い合わせると「住宅金融公庫の融資については、古い資料は保存されていない」ということであった。これで住宅金融公庫からの確認は期待することが出来なくなってしまった。しかし、1955年にブロック造の平面図集^{*3)}を出版していたので、8月に国会図書館でコピーを入手した。平面図集を見れば寸法の手がかりがつかめるかも知れないと思ったからであるが、当時の平面図はミリ単位で寸法が書かれていたものが多く、この寸法の決め方を見て伊藤家がこのような寸法の決め方をしているとは思わず、平面図集を参考に伊藤家の寸法を推定することは困難と思った。

コンクリートブロック造の確認のためには、後日、修理することを前提に、小島氏にお願いし、1階と2階で8カ所、壁に穴を開けて確認した。また、9月23日に鶴見氏に屋根の上の亜鉛鍍鉄板による瓦棒葺きの屋根の状況を確認した。そして、煙突も確認できたが、通常煙突といえば暖炉を思い浮かべる。しかし、この煙突は増築後に造られたもので、暖炉にも使ったということであったが、現状では2階のバルコニーからの煙突でゴミの焼却のために利用されたようである。

伊藤家住宅の特徴は、一文字型住宅で、また耐火構造を意識していることであった。耐火構造を意識しているということは、構造はコンクリートブロックのため問題はないが、建具の開口部も耐火を意識していることである。窓は一部アルミサッシに



上左/7本のレール 上右、下左/調査風景 下右/調査後の記念撮影

変更したところもあるが、ラワン材の木枠を用いたガラス窓、網戸、耐火窓、ガラリと4層の構成を基本にしていることである。ここでは耐火窓と書いたが、具体的にはフレキシブルボードによる窓のことであり、スチールを用いず、木枠の中で耐火性能を上げるように最大限の努力をしていることである。

そして、内側に障子を付けているところもあり、特に2階の廊下から南面するバルコニーに出る窓は、レールの数が最大7本引きの窓があった。

4. 設計者田中一

伊藤先生によれば、設計者は東京工業大学で助手をしていた田中一ということだった。そのため、東京工業大学に問い合わせ田中一について聞いたが確認できなかった。このような分野は打林氏と坪内氏に調べていただいた。8月6日に坪内氏から芸大出身の知人に名簿を見てもらったとのメールがきた。メールには、最後の東京美術学校(現在の東京芸術大学)の卒業生ということで、昭和23年3月卒業の名簿に名前を確認した、という内容で、住所と電話番号も調べてくれた。

参考文献

- *1) 蓑田ひろ子、三船康道「東日本大震災に見る三浦賢吉の評価」2012年度日本建築学会大会学術講演梗概集
- *2) 「建物を活かし、文化を生かす。登録有形文化財建造物のご案内」文化庁パンフレット
- *3) (財)住宅金融普及協会編「住宅金融公庫選定 ブロック造住宅設計図集」昭和30年、新建築社

電話をするとまさにその通りで、田中一の奥様(博子さん)が出た。「主人は既に亡くなっており、設計事務所はもうない」ということであった。かつて、ご主人は伊藤整さんの住宅の設計をしたことがあるのかとお伺いすると、「私とまだ結婚する前に主人から設計したとは聞いている」という返事であった。そして、伊藤整の住宅を文化財にしようと思い調査をしているという趣旨を伝え、協力をお願いした。そこで、設計した当時の状況をお伺いした。「東京工業大学で私設の助手をしていた時に、伊藤整さんの住宅の設計の話があって、主人がやることになったようだ。それで、設計から現場監理までやったと言っていた」ということだった。

伊藤先生によれば、東京工業大学で英語の専任講師をしていた伊藤整が建築学科教授の谷口吉郎に相談したところ、谷口教授は田中一を紹介したということである。当時東京美術学校を卒業した田中一は、助教授の清家清から声がかかり、谷口吉郎の私設助手をすることになった、大学の助手は別にいたようだが、私設の助手として雇われた。そのため、大学に聞いてもわからなかったのだろう。(つづく)